

社会保障関係費の現状(平成22年度当初)

(単位:兆円)

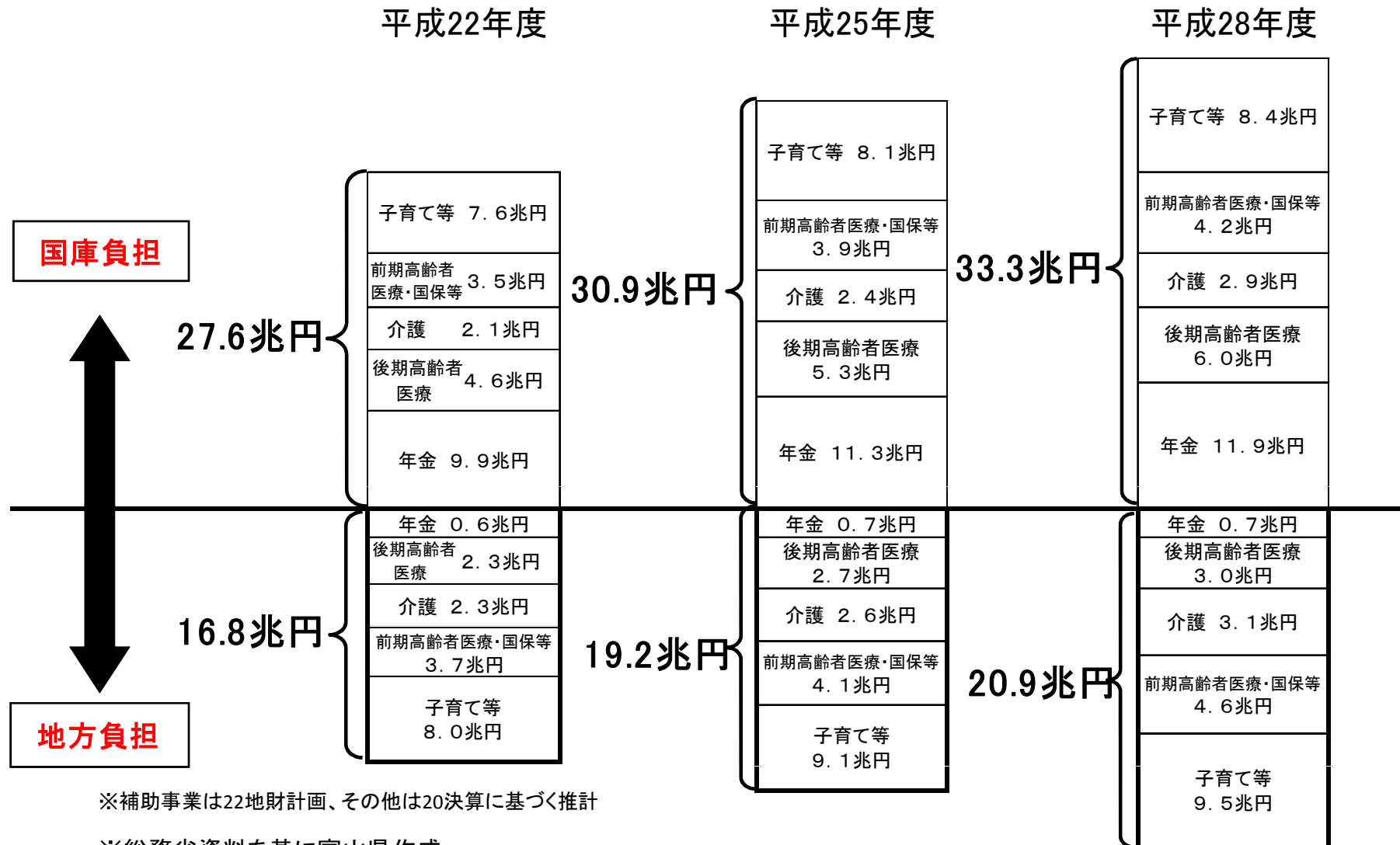
	国費を伴う事業		その他 事業 c	地 方 負担計 b+c	国:地方 比率
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7	<パターン①> 「高齢者3経費」の割合で みた場合
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.2	2.3	
小計(パターン①)	16.6	5.0	0.2	5.2	国:地方 = 3 : 1 (76.1% : 23.9%)
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0	<パターン②> 「社会保障4経費」の割合で みた場合
医療	5.1	1.5	2.9	4.4	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7	
小計(パターン②)	25.5	8.4	4.9	13.3	国:地方 = 2 : 1 (65.7% : 34.3%)
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4	<パターン③> 「社会保障関係経費全体」の 割合でみた場合
合計(パターン③)	27.8	9.5	7.3	16.8	

(注) 国費及び地方負担額は総務省の資料による。

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計

【未定稿】

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、国・地方ともに大幅な増額が毎年度見込まれる。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

※総務省資料を基に富山県作成

国民の視点から見た社会保障サービス

5月23日集中検討会議提出資料

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

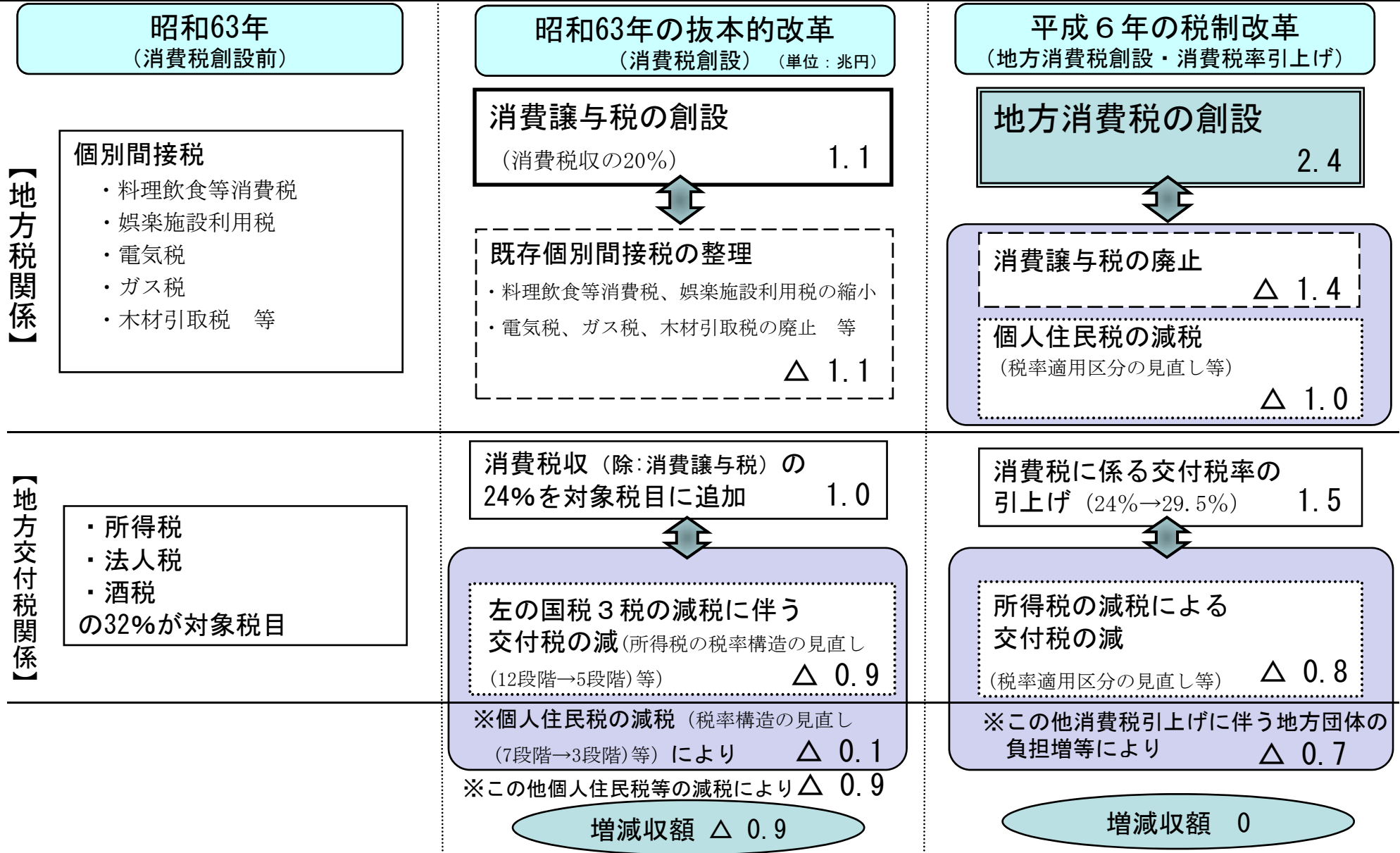
項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注: 地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

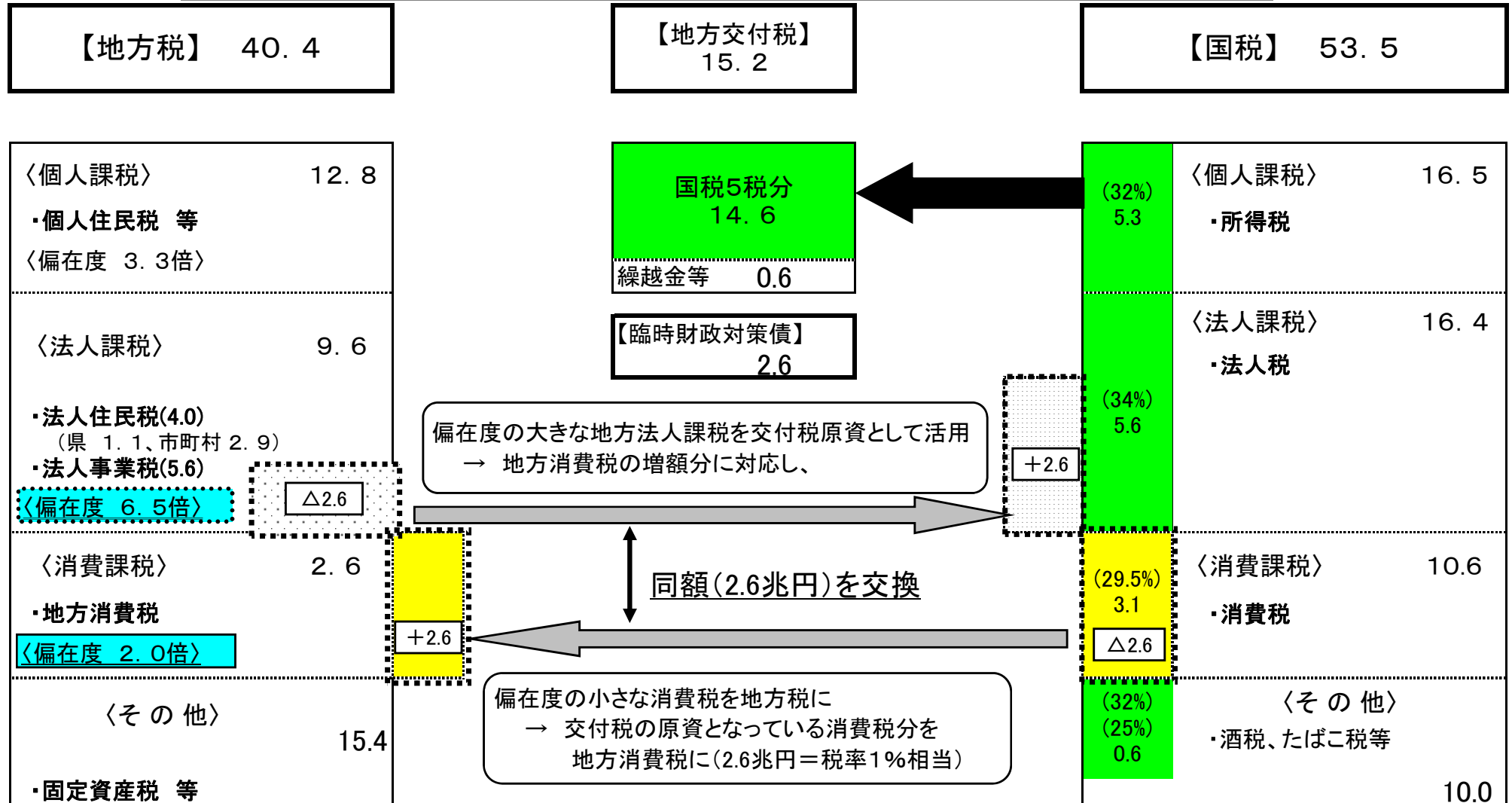
※: 地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される
(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))

○現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食等消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。
 ⇒地方消費税や交付税原資である国の消費税を含め消費課税全体を社会保障目的税とすることについては、慎重に検討すべき。



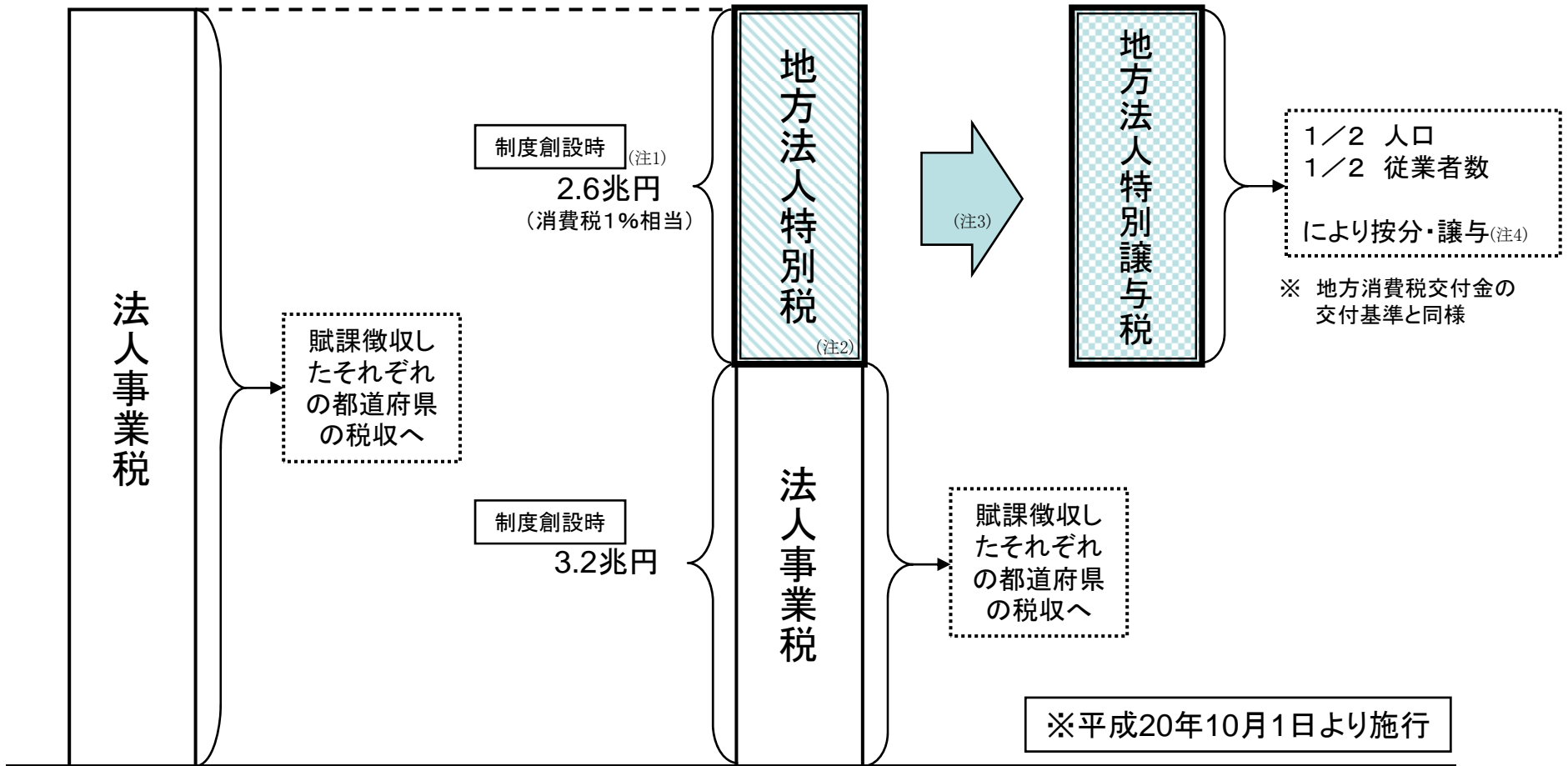
国税と地方税の税源交換のイメージ

(単位:兆円)



注: 国は⑱当初予算、地方は⑲地方財政計画(ただし、地方税の偏在度は⑰決算数値)による。
 (地方税の偏在度:各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。)

地方法人特別税・譲与税



(改正前)

(改正後)

(注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成22年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.3兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。
 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

平成21年度地方法人特別譲与税による影響額実績

※地方法人特別税は、平成21年2月から平成22年1月までに国に納付された額。

※地方法人特別譲与税は、平成21年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	179	273	94
青森県	43	68	25
岩手県	36	67	31
宮城県	106	117	11
秋田県	28	55	27
山形県	31	60	30
福島県	92	102	10
茨城県	123	144	21
栃木県	86	101	15
群馬県	37	103	66
埼玉県	222	317	95
千葉県	223	264	41
東京都	1,647	791	▲ 856
神奈川県	397	402	5
新潟県	107	123	16
富山県	45	59	14
石川県	53	61	8
福井県	47	43	▲ 4
山梨県	35	44	9
長野県	77	110	33
岐阜県	74	105	31
静岡県	194	195	1
愛知県	438	387	▲ 50
三重県	80	92	13

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	64	68	4
京都府	169	130	▲ 39
大阪府	569	464	▲ 105
兵庫県	226	265	39
奈良県	31	61	30
和歌山県	34	48	14
鳥取県	6	29	24
島根県	26	37	11
岡山県	85	95	10
広島県	142	146	3
山口県	67	73	6
徳島県	32	39	7
香川県	31	51	19
愛媛県	62	70	8
高知県	17	37	20
福岡県	184	248	64
佐賀県	31	42	11
長崎県	40	70	29
熊本県	45	87	42
大分県	38	59	21
宮崎県	35	55	21
鹿児島県	41	83	42
沖縄県	31	65	33
合計	6,405	6,405	▲ 0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口(H17国勢調査)及び従業者数(H18事業所企業統計調査)で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

法人事業税と地方消費税の交換試算(平成22年度時点)

都道府県全体の歳入中立の原則に立って、法人事業税と地方消費税の税源交換が平成19年度時点で行われていた(法人事業税▲2.6兆円、地方消費税+2.6兆円)と仮定した場合の平成22年度影響額(地方財政計画ベース)

都道府県	法人事業税		地方消費税		増減 A+B	都道府県	法人事業税		地方消費税		増減 A+B
	A	シェア	B	シェア			A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円		億円	%	億円	%	億円
北海道	▲ 399	3.09	1,121	4.51	722	滋賀県	▲ 112	0.86	237	0.95	125
青森県	▲ 90	0.70	266	1.07	176	京都府	▲ 308	2.38	544	2.19	236
岩手県	▲ 74	0.57	253	1.02	179	大阪府	▲ 1,071	8.28	1,800	7.23	728
宮城県	▲ 223	1.72	460	1.85	237	兵庫県	▲ 456	3.53	994	4.00	538
秋田県	▲ 60	0.46	211	0.85	151	奈良県	▲ 61	0.47	221	0.89	160
山形県	▲ 65	0.50	218	0.88	153	和歌山県	▲ 78	0.60	170	0.68	92
福島県	▲ 190	1.47	383	1.54	193	鳥取県	▲ 41	0.31	116	0.46	75
茨城県	▲ 275	2.12	543	2.18	268	島根県	▲ 55	0.43	138	0.55	83
栃木県	▲ 180	1.39	403	1.62	223	岡山県	▲ 174	1.34	337	1.35	163
群馬県	▲ 161	1.25	393	1.58	232	広島県	▲ 291	2.25	558	2.24	267
埼玉県	▲ 455	3.52	1,203	4.84	749	山口県	▲ 134	1.04	239	0.96	105
千葉県	▲ 461	3.57	1,032	4.15	571	徳島県	▲ 67	0.52	143	0.58	76
東京都	▲ 3,192	24.68	3,311	13.30	119	香川県	▲ 105	0.81	195	0.78	90
神奈川県	▲ 771	5.96	1,546	6.21	775	愛媛県	▲ 127	0.98	254	1.02	127
新潟県	▲ 213	1.65	465	1.87	252	高知県	▲ 43	0.33	145	0.58	102
富山県	▲ 95	0.74	204	0.82	109	福岡県	▲ 433	3.35	989	3.98	556
石川県	▲ 109	0.84	235	0.94	126	佐賀県	▲ 66	0.51	158	0.63	92
福井県	▲ 94	0.73	163	0.65	69	長崎県	▲ 89	0.69	265	1.06	175
山梨県	▲ 75	0.58	173	0.69	98	熊本県	▲ 100	0.77	351	1.41	251
長野県	▲ 153	1.18	449	1.81	297	大分県	▲ 85	0.66	225	0.90	140
岐阜県	▲ 163	1.26	397	1.60	235	宮崎県	▲ 73	0.57	216	0.87	143
静岡県	▲ 340	2.63	779	3.13	439	鹿児島県	▲ 92	0.71	307	1.23	215
愛知県	▲ 801	6.19	1,528	6.14	727	沖縄県	▲ 86	0.67	216	0.87	129
三重県	▲ 150	1.16	334	1.34	184	合計	▲ 12,936	100.00	24,887	100.00	11,951

※ 法人事業税は、総額を地方法人特別譲与税(H22地財計画計上額)と同額とし、各都道府県の税収シェア(H21)で按分。

※ 地方消費税は、総額(H22地財計画計上額)を各都道府県の税収シェア(H21)で按分。

地方環境税(仮称)の創設と地球温暖化対策税の創設に伴う地方税財源の確保

1 地方環境税(仮称)の創設

- 現行の軽油引取税の当分の間税率部分について、地方環境税(仮称)(地方税)として課税。

※地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築。

※温暖化効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的。

※税源が大都市地域に偏在しない。

2 地球温暖化対策税の創設に伴う地方税源の確保

- 地球温暖化対策のための税のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、その一定割合を地方税源化。

※地方公共団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において大きな役割を担っている。

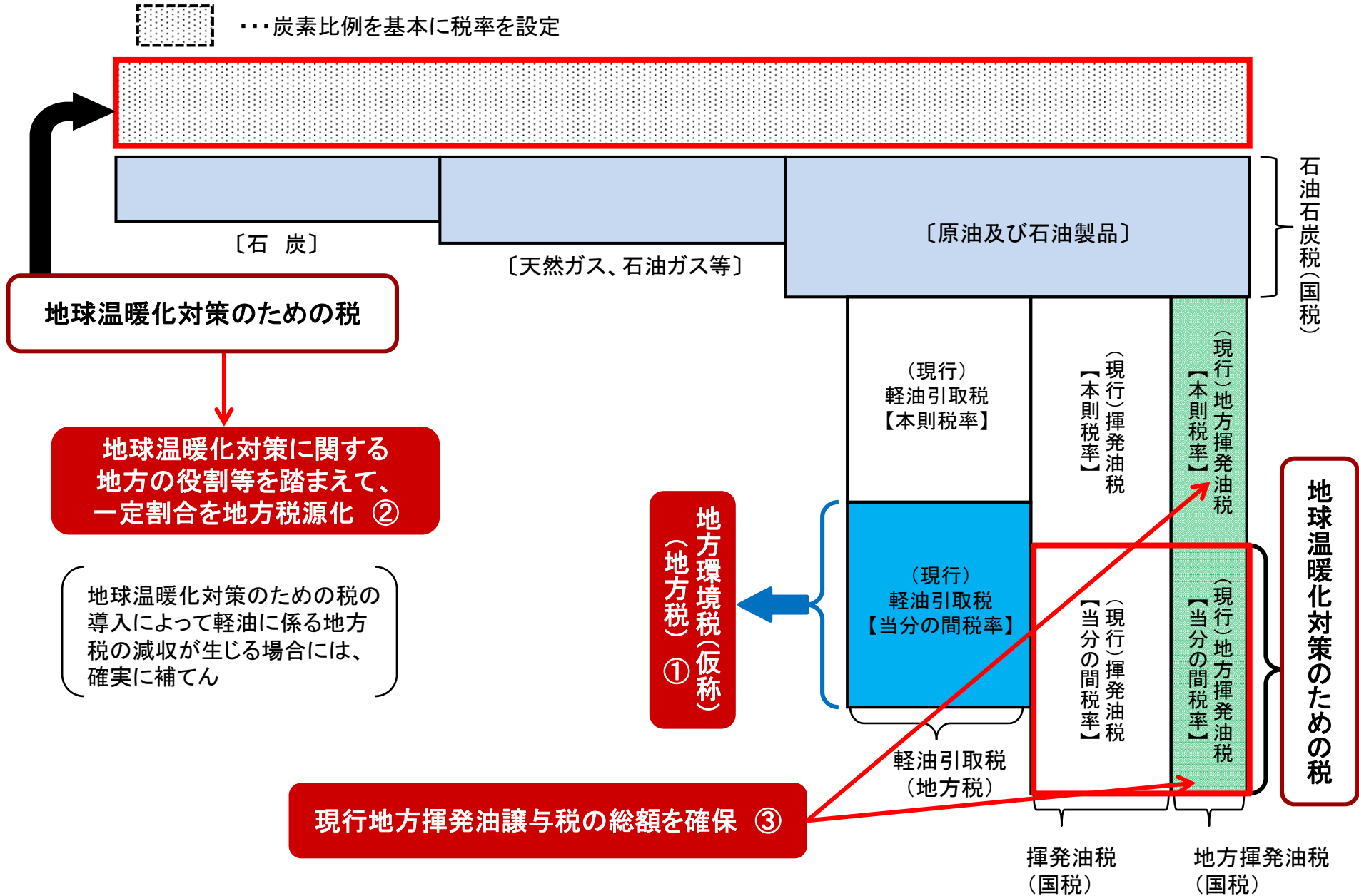
3 現行地方揮発油譲与税の総額の確保

- 地球温暖化対策の観点から揮発油に対して地球温暖化対策のための税(国税)を課税するとしても、現行地方揮発油譲与税としての総額は確保。

環境自動車税(仮称)の創設

- CO₂排出削減と地方税源確保の観点から、自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」(地方税)を創設。

地球温暖化対策関係税の全体イメージ



地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※ 総務省が予算額を調査し作成したもの。

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

環境自動車税(仮称)の創設

自動車税(地方税)

- 排気量等に応じた課税
- 毎年度徴収
- ※平成22年度税込

地方 1.6兆円

自動車重量税(国税)

- 車両重量に応じた課税
- 車検時徴収(2~3年ごと)
- ※平成22年度税込

{ 国 0.4兆円
地方 0.3兆円
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化

- ・CO2排出抑制
- ・地方税源の確保
- ・自動車関係税の簡素化

環境自動車税(仮称)

- ・環境損傷負担金的性格
 - ・財産税的性格
- } を有する地方税

東日本大震災の復興事業について

このたび政府の「東日本大震災復興構想会議」において「復興への提言－悲惨のなかの希望」が取りまとめられた。東日本大震災は、東北地方のみならず国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼしており、被災地が一日も早く復興するよう、国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。ついでには、東日本大震災からの復興事業のあり方について、下記の点について格段の配慮を願いたい。

記

1 復興財源の額によって復興事業の規模に制約を設けないこと

提言では、復興財源について、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で確保しなければならない」とされているが、復興事業の多くは、将来世代も使用する社会基盤の整備であることから、その財源を「今を生きる世代」のみで負担するとして復興事業の規模を制約するのは妥当ではない。復興財源の額を上限とせず、被災地の復興に必要な事業を積極的に実施すること。

2 財源措置との同時決定にこだわらず復興事業を速やかに実施すること

提言では、復興財源について、「復興支援策の具体化にあわせて、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかにを行い、具体的な措置を講ずるべき」とされているが、復興事業は早期に着手すべき性格のものであるため、財源確保の具体的措置と同時に決定することにこだわらず、国債発行も含め事業資金を確保した上で直ちに実施すること。

3 地方の復興財源を確実に確保すること

提言では、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が見込まれることを前提に、「臨時的な需要に対応しうよう、地方の復興財源についても、臨時増税措置などにおいて確実に確保すべき」とされたところである。ついでには、被災地の復興財源として、自由度の高い包括的交付金や復興基金を創設するとともに、「復興税」として基幹税を臨時に増税する場合は、その法定割合を地方交付税とし、通常分とは別枠によりその総額を確保すること。

平成23年6月27日

全国知事会 地方税財政特別委員会委員長

富山県知事 石井隆一

(参考)

阪神・淡路大震災の復興資金とその財源内訳(林 敏彦教授による検証)

(単位:億円)

	国	県	市町	復興基金	その他				合計
					国関係団体	県市町関係団体	民間	計	
1. 21世紀に対応した福祉のまちづくり	9,400	4,410	3,240	2,710	4,632	3,321	637	8,590	28,350
2. 世界に開かれた文化豊かな社会作り	1,350	1,090	960	190		58	52	110	3,700
3. 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会作り	9,940	6,040	2,690	540		2,596	7,694	10,290	29,500
4. 災害に強く安心してらせる都市づくり	1,200	710	1,170	30		23	17	40	3,150
5. 多核・ネットワーク型都市圏の形成	39,090	10,710	20,990	30	17,968	1,682	7,830	27,480	98,300
合計	60,980	22,960	29,050	3,500	22,600	7,680	16,230	46,510	163,000
国と地方(県+市町)の構成比	6.1兆円	5.6兆円							
	52%	48%							

(出典)

「復興10年委員会(兵庫県)復興10年総括検証・提言報告 検証テーマ『復興資金－復興財源の確保』 検証担当委員 林 敏彦 放送大学教授」に一部加筆

地方交付税の増額確保

- 地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を0.5兆円増額(総額17.4兆円)

一般財源総額の確保

- 地方交付税 17.4兆円(前年度比 +0.5兆円)

・法定率分等	11.0兆円
・国の一般会計加算等(既定ルールによる補填)	5.1兆円
・別枠加算	1.3兆円

※ 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算の仕組みは税制抜本改革時まで継続(・の加算額は1.1兆円)

※ 地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠加算0.2兆円は、法人税減税影響分等も勘案したものであり、3年間同額で継続

- 一般財源総額 59.5兆円(前年度比 +0.1兆円)

※ 一般財源総額(水準超経費除き) 58.8兆円(前年度比 +0.0兆円)

※ 中期財政フレームに基づき、22年度水準を下回らないよう確保

・地方税	33.4兆円(" +0.9兆円)
・地方譲与税・地方特例交付金	2.6兆円(" +0.3兆円)
・地方交付税	17.4兆円(" +0.5兆円)
・臨時財政対策債	6.2兆円(" △1.5兆円)

- 地方一般歳出 66.8兆円(前年度比 +0.5兆円)

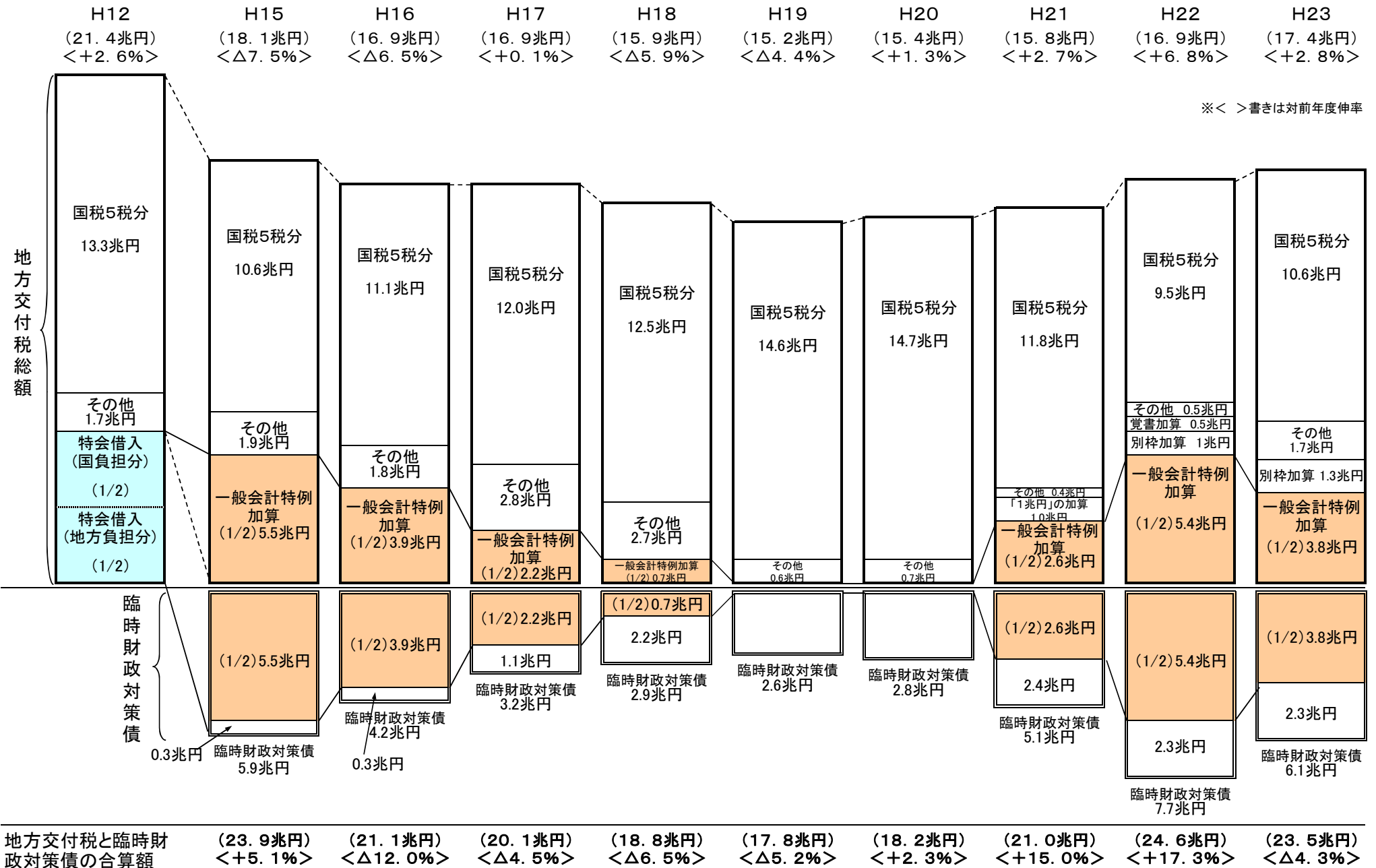
※ 地域活性化・雇用等対策費を3年間継続(・の計上額は1.2兆円)

※ 給与関係経費の減(△0.4兆円)等の歳出の見直しを行い、総額は対前年度0.5兆円の増

地方財政の健全化

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を大幅縮減(△1.5兆円)
- 交付税特会借入金を償還(H23~H25)1千億円、以後1千億円ずつ増額、H33以降は国の債務残高の縮減の取組と歩調を合わせて、30年間各年度1兆円を基本に償還

地方交付税等総額の推移 (H12~H23当初)



※ < > 書きは対前年度伸率

※四捨五入の関係で総額と一致しない場合があります。

「財政運営戦略」(H22.6.22閣議決定)における地方財政関係部分(抜粋)

1. 財政健全化目標

○国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

2. 財政運営の基本ルール

○地方公共団体に対し、国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

3. 中期財政フレーム

○財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模【注:71兆円】を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。

○地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

基礎的財政収支対象経費に関する試算

(単位:兆円)

	H22	H23 A	H24① B	H24② C	H24 ①と②の比較 増減 C-B	H24②とH23 の比較 伸び率(%) C/A
一般歳出	53.5	54.1	54.5	54.1	△ 0.3	0.1
社会保障関係費	27.3	28.7	29.7	29.7	0.0	3.4
公共事業関係費	5.8	5.5	5.5	5.2	△ 0.3	△ 5.9
経済危機対応・地域活性化予備費	1.0	0.8	0.0	0.0	0.0	△ 100.0
その他	19.4	19.1	19.3	19.3	0.0	1.0
地方交付税	17.1	16.4	17.5	16.5	△ 1.0	0.5
地方特例交付金	0.4	0.4	0.4	0.4	0.0	0.0
基礎的財政収支対象経費 計	70.9	70.9	72.4	71.0	△ 1.4	0.2

「財政運営戦略」における「歳出の大枠」71兆円を1.4兆円超過

○H24の地方一般財源総額を実質的にH23と同額にするためには、地方交付税は17.5兆円必要。

⇒ 基礎的財政収支対象経費を71兆円に抑制するため、地方交付税と公共事業関係費をその規模に応じ同率で削減した場合、地方交付税は必要額に対して1兆円不足

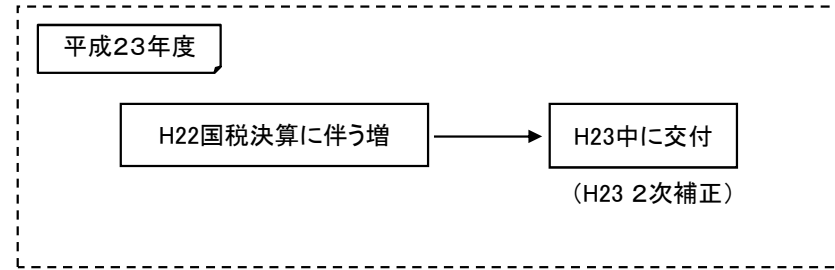
(注)四捨五入の関係で、各項目の数値の計と合計欄の数値は一致しないことがある。

平成24年度の地方交付税総額に関する試算

○一般会計(入口ベース)

(単位:兆円)

	H23	H24	増減
一般会計 計(入口ベース)	16.4	17.5	1.1



○特別会計(出口ベース)

	H23	H24	増減	H24の積算の考え方
一般会計より繰入れ	16.4	17.5	1.1	
特別会計借入金償還額	△0.1	△0.1	0.0	特会借入金償還計画
特別会計借入金利子	△0.4	△0.4	0.0	H23同額と仮定
剰余金の活用	0.5	0.0	△0.5	剰余金はないものと仮定
前年度からの繰越	1.0	0.0	△1.0	繰越金はないものと想定
特別会計 計(出口ベース)	17.4	17.0	△0.4	

○地方一般財源(地方財政計画)

	H23	H24	増減	H24の積算の考え方
地方税	33.4	34.3	0.9	・名目経済成長率は「慎重シナリオ」の1.3% ・税制改正の影響を加味
地方譲与税	2.2	2.2	0.0	
地方特例交付金	0.4	0.4	0.0	H23同額と仮定
地方交付税	17.4	17.0	△0.4	交付団体の地方税と地方譲与税の増加額の1/2相当分だけ減少すると仮定
臨時財政対策債	6.2	5.8	△0.4	交付団体の地方税と地方譲与税の増加額の1/2相当分だけ減少すると仮定
計	59.5	59.7	0.2	

(注)四捨五入の関係で、各項目の数値の計と合計欄の数値は一致しないことがある。

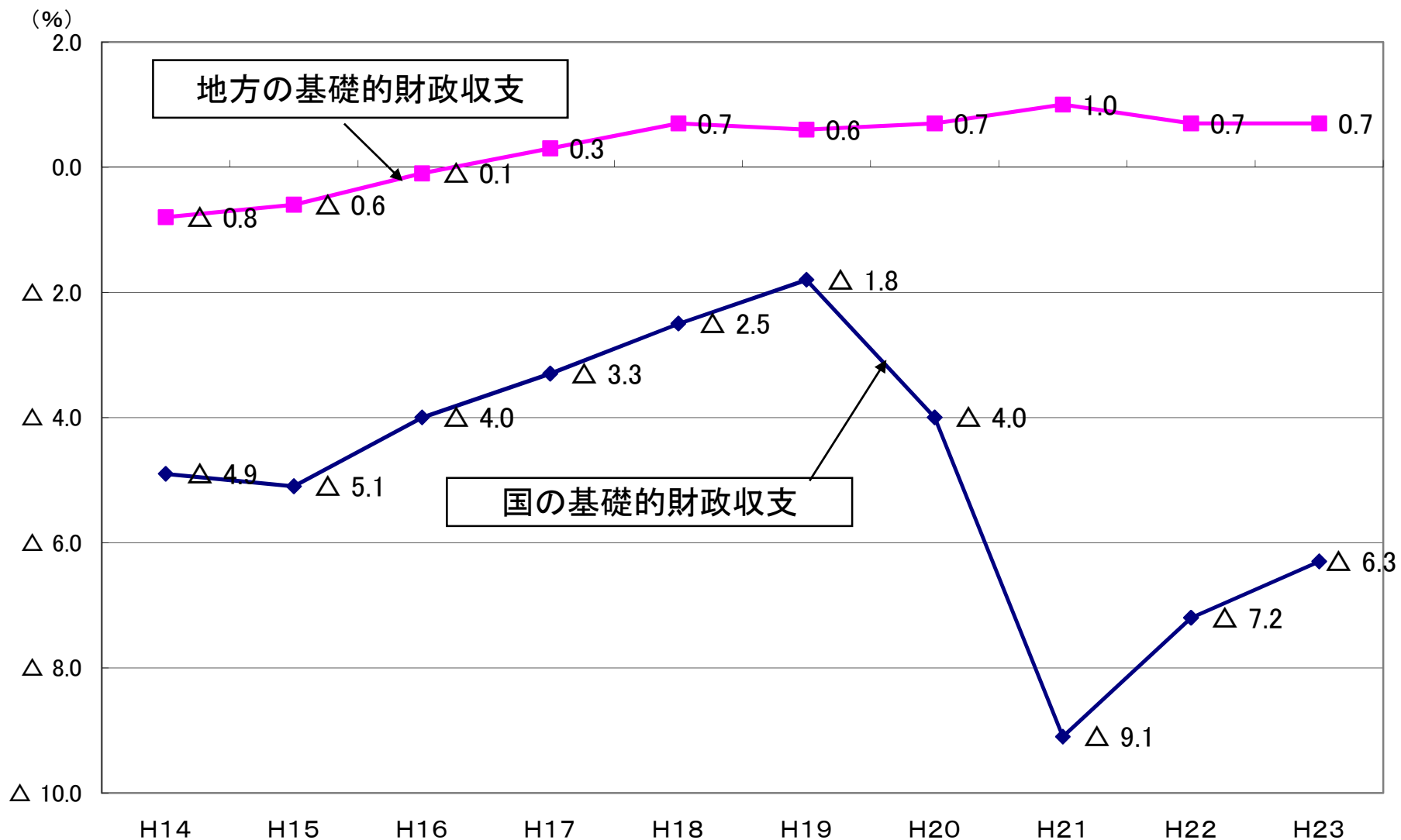
国・地方の基礎的財政収支の推移(SNAベース)

年度	実額(兆円)	対GDP比(%)
2002(平成14)	△ 28.0	△ 5.7
2003(平成15)	△ 28.4	△ 5.7
2004(平成16)	△ 20.5	△ 4.1
2005(平成17)	△ 14.8	△ 2.9
2006(平成18)	△ 9.2	△ 1.8
2007(平成19)	△ 6.4	△ 1.2
2008(平成20)	△ 16.1	△ 3.3
2009(平成21)	△ 38.5	△ 8.1
2010(平成22)	△ 30.9	△ 6.5
2011(平成23)	△ 27.1	△ 5.6

(出典)

2002～2008年度 「中期的な財政運営に関する検討会(第2回)」における内閣府提出資料
 2009年度 「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日 内閣府)
 2010～2011年度 「経済財政の中長期試算」(平成23年1月21日 内閣府)

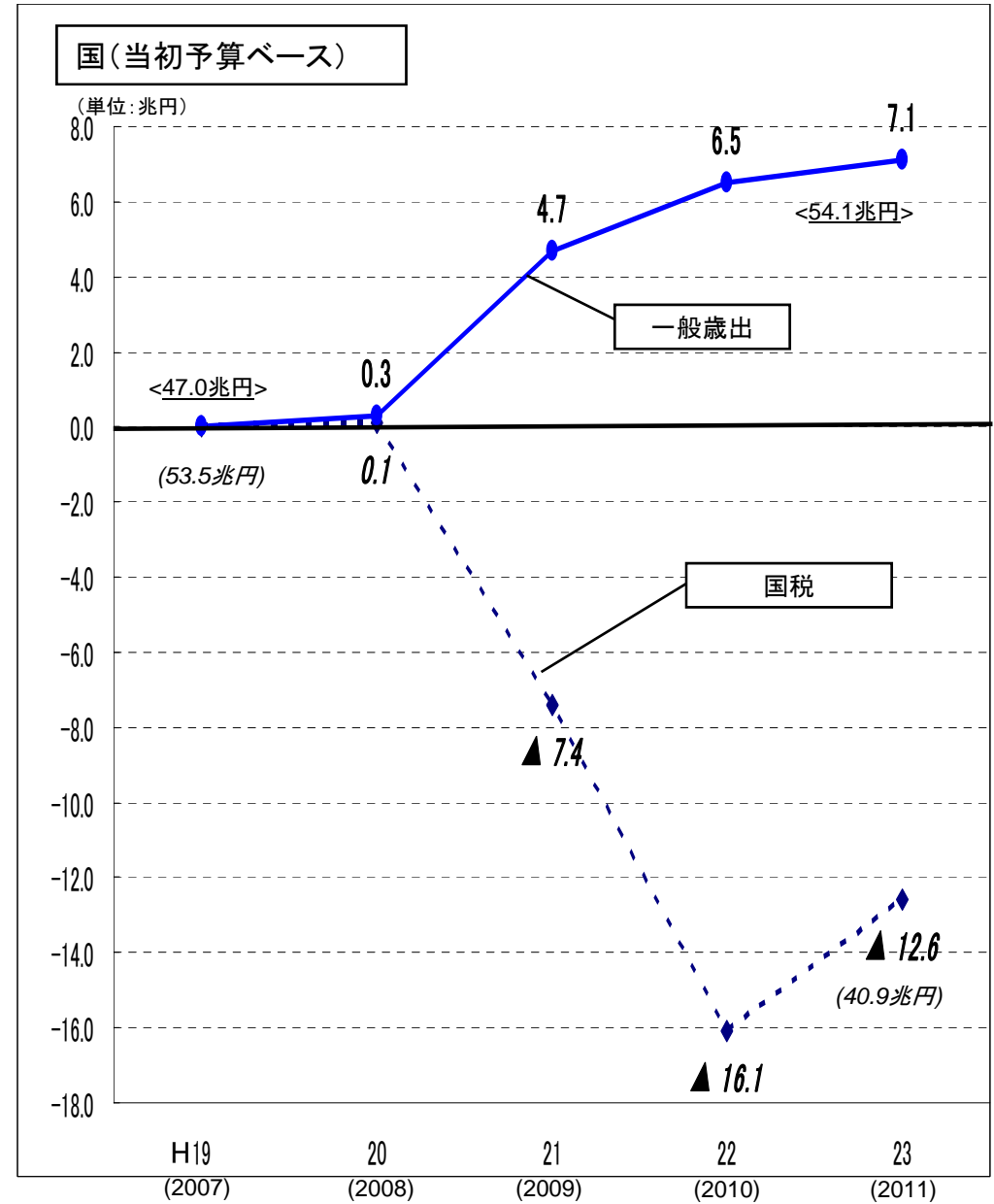
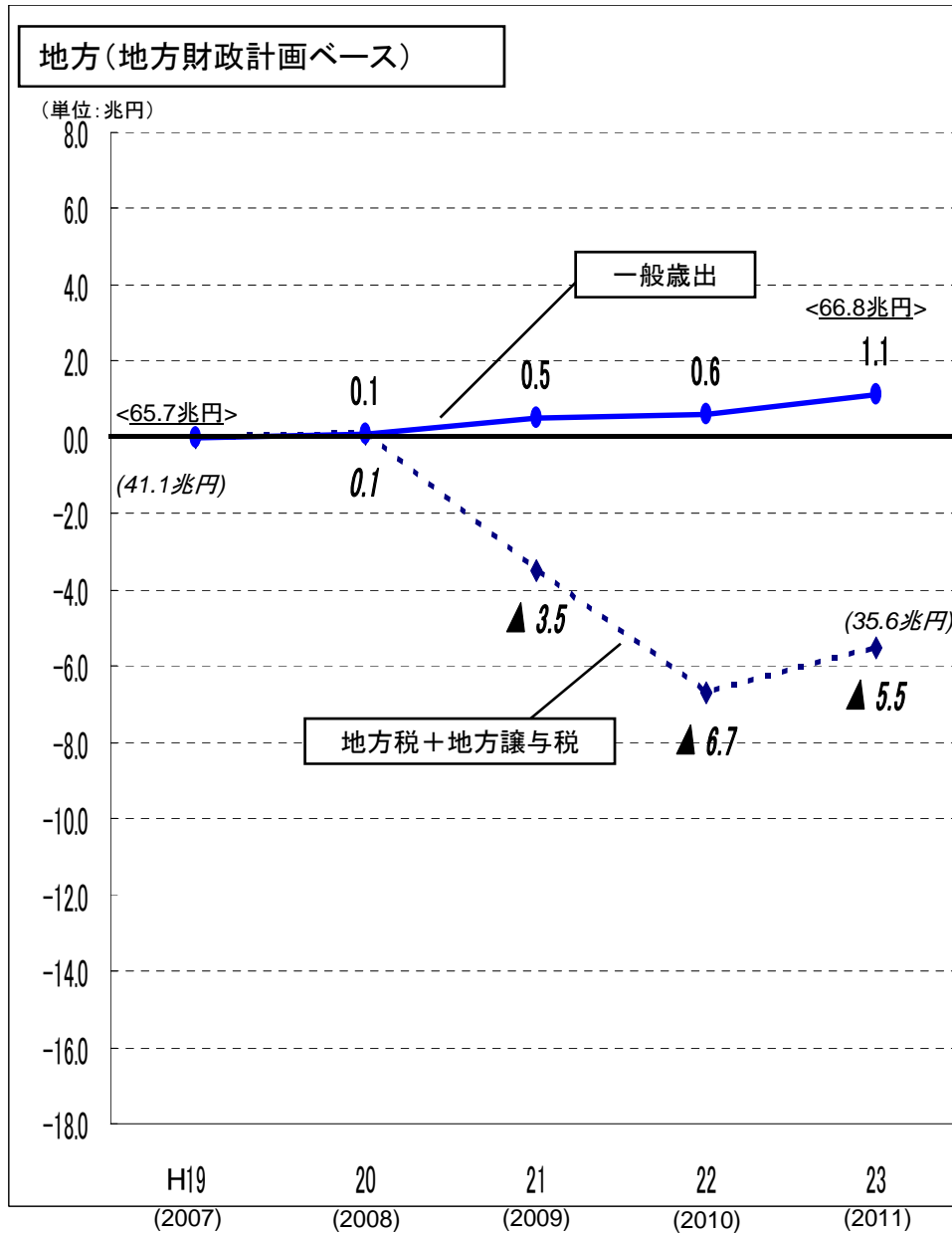
国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)の推移(SNAベース)



(出典) H14～H20 「国と地方の協議」(H22.4.22)原口大臣配付資料
 H21 「経済財政の中長期試算」(H22.6.22 内閣府)
 H22 「経済財政の中長期試算」(H23.1.21 内閣府)

国と地方の歳入・歳出の増減状況

※平成19年度をゼロとした増減額



平成23年度地方財政計画における地方単独経費の状況

- ・平成23年度の地方財政計画(歳出)のうち、一般行政経費(補助・単独)は、前年度との比較で、補助事業分が+9.1%増加したのに対し、単独事業分は+0.2%の増加にとどまっている。
- ・一般行政経費(単独)に、「地方再生対策費」と「地域活性化・雇用等対策費」を加えた単独事業分全体(経常)でも+1.0%の微増であり、社会保障関係費以外は減少している。

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
①一般行政経費(単独)	138,601	138,285	316	0.2
(社会保障関係費)	—	—	2,094	—
(社会保障関係費以外)	—	—	△ 1,778	—
②地方再生対策費	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
③地域活性化・雇用等対策費 ※	12,000	9,850	2,150	21.8
④経常経費計(①+②+③)	153,601	152,135	1,466	1.0
(社会保障関係費)	—	—	2,094	—
(社会保障関係費以外)	—	—	△ 628	—
⑤投資的経費(単独)	53,558	56,377	△ 2,819	△ 5.0
合 計(④+⑤)	207,159	208,512	△ 1,353	△ 0.6

※地域活性化・雇用等対策費の平成22年度の額は、平成22年度地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等臨時特例費」の額

(参考)補助事業の状況

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
⑥一般行政経費(補助)	157,481	144,313	13,168	9.1
⑦投資的経費(補助)	59,474	62,697	△ 3,223	△ 5.1
合 計(⑥+⑦)	216,955	207,010	9,945	4.8

平成20年度国2次補正、平成21年度国補正予算の各種交付金による基金一覧

(単位:億円)

	基金名等	事業期間	国予算総額					合計
			H20 2次補正	H21		H22		
				1次補正	2次補正	予備費	国補正	
1	ふるさと雇用再生特別基金	H21～23	2,500					2,500
2	緊急雇用創出基金	H21～23 <small>(1000億円分はH24まで)</small>	1,500	3,000	1,500	1,000	1,000	8,000
3	地方消費者行政活性化基金	H21～23 <small>(希望すればH24まで可)</small>	150	110				260
4	地域グリーンニューディール基金	H21～23		550				550
5	介護職員処遇改善等臨時特例基金	H21～23		4,773				4,773
6	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～23		2,495		137	502	3,134
7	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	H21～23		1,062				1,062
8	安心子ども基金	H20～23	1,000	1,500	200		1,000	3,700
9	妊婦健康診査臨時特例基金	H20～23	790				112	902
10	障害者自立支援対策臨時特例基金	H21～23	855	1,523			39	2,417
11	地域医療再生臨時特例基金	H21～25		3,100			2,100	5,200
12	医療施設耐震化臨時特例基金	H21～22 (※)		1,222				1,222
13	地域自殺対策緊急強化基金	H21～24		100			8	108
14	森林整備加速化・林業再生基金	H21～23		1,238		61	94	1,393
15	高校生修学支援基金	H21～23		486				486
合計			6,795	21,159	1,700	1,198	4,855	35,707

(※) やむを得ない場合は、耐震化整備事業が完了するまで